

令和 6 年 10 月 総会議事録

日 時 令和 6 年 10 月 29 日 (火)
午前 9 時 30 分
場 所 豊橋市役所 東 85 会議室

豊橋市農業委員会

1 日 時 令和6年10月29日(火)
午前9時30分開会 午前10時23分閉会

2 場 所 豊橋市今橋町1番地
豊橋市役所 東85会議室

3 議事及び報告

(1) 議案

- 議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第53号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第55号 農用地利用集積計画について(利用権の設定)
- 議案第56号 農用地利用集積計画について(所有権の移転)
- 議案第57号 相続税納税猶予に関する適格者証明について
- 議案第58号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 議案第59号 相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について
- 議案第60号 非農地証明(遊休農地)について

(2) 報告

- 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について(事務局長専決)
- 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について(事務局長専決)
- 報告第3号 農地法第6条第1項の規定による報告確認について
- 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第5号 現況証明について
- 報告第6号 農地基本台帳の登載について
- 報告第7号 農地パトロール(利用状況調査)結果について

4 その他

(1) 連絡事項

5 出席委員

1 番 伊藤 和弘	2 番 岩瀬 宏二	3 番 太田由美子
4 番 大竹 孝夫	5 番 加藤 正雄	6 番 小林 和仁
7 番 近藤 好幸	8 番 佐野恵美子	9 番 杉浦 圭志
10 番 陶山 哲	11 番 高橋 忠道	12 番 高部 宏生
13 番 中山 信廣	14 番 夏目 静男	15 番 野口千恵子
16 番 彦坂 正志	17 番 藤城ひろみ	18 番 藤村やすよ
19 番 前田 裕子	20 番 水野 敏久	21 番 村田 佳也
22 番 村松 桂子	23 番 森下 秋吉	24 番 山崎 裕通

6 欠席委員 なし

7 職務のため出席した者（事務局）

農業委員会事務局 4名

農業企画課 2名

8 議事の経過

事務局

定刻となりました。

ただ今から豊橋市農業委員会 令和6年10月総会を開会いたします。

水野会長、よろしくお願いいたします。

会長

<挨拶>

それでは、総会を始めます。

なお、「豊橋市農業委員会 総会 会議規則」第4条の規定により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願い致します。

議長

出席委員は、委員総数24名中24名で過半数に達していますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立いたします。

次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員については、私から2名指名したいと思いますが、異議ございませんか。

全員

「異議なし」

議長

異議なしと認め、

議席番号10番 陶山哲委員、同11番 高橋忠道委員 を議事録署名委員に指名します。

それでは議事に入る前に、農地法等に基づく許可案件について、9日の書類説明会、農業委員による現地調査、22日の審査会を経て、本日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変更等について事務

局から説明があります。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

農地法第3条関係は、変更、取下げ等はありません。

また、本日は議案のほかに資料1-1として農地法第3条番号1番、2番、4番、8番の案件について、審査会での聞き取り調査の概要を配布しておりますので、併せてご精読ください。

以上です。よろしくお願いいたします。

事務局

はい、議長。転用関係につきましては、9日の説明会以降、これまでの対応状況につき説明いたします。

資料1 4ページ 番号5番の太陽光発電設備の案件について、申請時に隣接農地所有者のうち一人と連絡が取れなかったため、事業に対する承諾が取れておりませんでした。書類説明会後に、事業者からその方と連絡することができ、事業に対する承諾を取れた旨の報告がありました。

番号6番の車両置場の案件について、現地調査時に申請地にコンクリートの基礎がある看板が設置されておりました。書類説明会後に、業者から看板を撤去した旨の連絡があり、改めて現地調査をしたところ、看板が撤去されており、農地法違反が是正されたことを確認しました。

5ページ 番号7番の駐車場の案件について、現地調査時に申請地の一部が砕石敷きとなっております。書類説明会後に、業者から砕石を撤去し、農地復元した旨の連絡があり、改めて現地調査をしたところ、農地復元されており、農地法違反が是正されたことを確認しました。

また、今回の駐車場が工場に来る業者用の駐車場であったため、工場立地法上の工場敷地に該当することが書類説明会後に判明しました。工場立地法で敷地の一定割合を緑地にする必要があることから、申請地の一部を緑地にする計画に変更することとなりました。緑地は芝生を張る計画であり、周辺農地への支障はないものと考えられ、緑地の面積についても工場立地法で求められる最低限の面積であるため事業の規模についても適正であると考えております。なお当初、車両の転回のため設けていたスペースを削り緑地としたことから、駐車台数に変更はありません。

その他変更・取下げ等はありません。よろしくおねがいたします。

議長

変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは、精読時間を5分間設けますので、それぞれ議案に目を通してください。

(精読時間 5分)

議 長 それでは、5分経過しましたので、精読時間を終わります。
 これより議事に入ります。

議 長 資料1 議案第52号
 「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

 番号1番から8番までの8件を一括上程いたします。
 内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
 議案第52号、1ページから2ページまでをご覧ください。
 番号1番から8番までにつきまして、書類説明会でご説明したとおり、許可基準である農地法第3条第2項各号の許可ができない項目に該当しませんでした。申請地及び所有農地も全て問題がありませんでした。

 全案件とも周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。
 詳細につきましては議案をご覧ください。
 ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
 それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

中山委員 2番についてお伺いします。こちらは農地審査会でも確認させていただきましたが、申請地は現在1.5m程度の茅が生い茂っています。耕運はせずに除草のみの自然農法で水稻を栽培すると聞いていますが、隣地も荒廃状態で譲受人が新規就農であることから、仮に営農が立ち行かなくなり放置される事態になると心配です。改めて事務局の意見をお聞かせ願いたい。

事務局 譲受人はあくまで営農目的で当申請地をしっかりと活用するとの意思を示していることから、現段階で農地法第3条の許可要件に抵触するものではありません。今後事務局としても状況を注視してまいりたいと考えます。

中山委員 承知しました。所有権が移転してから事が起これば取り返しがつかなくなるため、しっかり監視していただきたい。

議 長 他にございませんか。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに決して異議ございませんか。

全 員
議 長

「異議なし」

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

議 長

続きまして 同じく資料 1 議案第 53 号

「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号 1 番の 1 件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第 53 号、3 ページをお願いします。

番号 1 番の 1 件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり、立地基準・一般基準とも許可基準を満たし、申請地も問題ありません。

補足説明は次のとおりです。

信用性については、特段の疑義はありません。

周辺農地に係る営農条件への支障については、申請地所有者と同一である案件です。

一時転用については、該当ありません。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員

「進 行」

議 長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

全 員

「異議なし」

議 長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案を「可」として 豊橋市長に進達することに決しました。

議 長

続きまして 同じく資料 1 議案第 54 号

「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号 1 番から 9 番までの 9 件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第54号、4ページから5ページをお願いします。
番号1番から9番までの9件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり審査会での指導や調整により、立地基準・一般基準とも許可基準を満たし、問題ないことが見込まれます。
補足説明は次のとおりです。
信用性については、特段の疑義はありません。
周辺農地に係る営農条件への支障については、隣地承諾書の添付があるか、承諾を得た旨の記載がある案件は番号2番から5番・7番から9番です。隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である案件は番号1番・6番です。
一時転用については、該当ありません。
詳細については、議案をご覧ください。
以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員長 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案を「可」として 豊橋市長に進達することに決しました。

議長 続きまして 別添資料 1-2 議案第 55 号
「農用地利用集積計画について（利用権の設定）」を議題といたします。
利用権設定の番号 1 番から 20 番までの 20 件を一括上程いたします。
内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画課 はい、議長。
議案第 55 号農用地利用集積計画（利用権の設定）について、説明させていただきます。
農地中間管理事業を利用した農地の利用権の設定においては、農用地貸出希望申込書の提出があったもののうち、11月1日付契約開始分について、農用地利用集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強

化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定に基づき、審議をお願いするものでございます。

別添資料1-2をご覧ください。1ページから8ページの農地中間管理事業におきましては、愛知県農業振興基金に利用権を設定し、同基金から担い手へ利用権を設定する案件が20件38筆48,240.00㎡でございます。これらは旧農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしているものと判断します。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員 「進 行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

議長 続きまして 同じく別添資料1-2 議案第56号

「農用地利用集積計画について（所有権の移転）」を議題といたします。

所有権移転の番号1番から4番までの4件を一括上程いたします。

内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画課 はい、議長。

議案第56号農用地利用集積計画（所有権の移転）について、説明させていただきます。別紙1-2、9ページをご覧ください。

農地流動化の申出があったもののうち、9月27日開催の農地銀行運営委員会におきまして、農業経営基盤強化促進事業に仕分けられたため、豊橋市農地銀行会長から計画策定の依頼があった所有権移転について、農用地利用集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条（農用地利用集積計画の作成）の規定に基づき、審議をお願いするものでございます。

今回の案件につきましては、4件7筆3,777㎡でございます。これら当該地につきましては、農業振興地域内の農用地であり、旧農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしているものと判断します。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言願います。

委員
議長 「進行」
進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。本案については原案のとおり決して異議ございませんか。

全員
議長 「異議なし」
異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議長 続きまして 資料 1 に戻り 議案第 57 号
「相続税 納税猶予に関する適格者証明について」を議題といたします。
番号 1 番の 1 件を上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第 57 号 6 ページをご覧ください。
議案第 57 号は新規に相続税納税猶予を受けるための適格者であることの証明です。
それぞれの特例適用農地における作目等農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。
この 1 件の相続税納税猶予に関する適格者証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は相続後、農業経営を行おうとする適格者であることを確認しました。
以上です。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言願います。

委員
議長 「進行」
進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。
本案については、適格者証明書を発行することを承認することに決して異議ございませんか。

全員
議長 「異議なし」
異議なしと認めます。

- 議 長 よって、本案はさよう決しました。
続きまして 同じく資料 1 議案第 58 号
「相続税 納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明
について」を議題といたします。
番号 1 番から 4 番までの 4 件を一括上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。
- 事務局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第 58 号 7 ページをご覧ください。
議案第 58 号は継続して相続税納税猶予を受けるため 3 年ごとの更新
の証明です。
それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備
考欄に記載のとおりでした。
この 4 件の 3 年更新における相続税納税猶予に関する証明について
は、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は引き
続き農業経営を行っている適格者であることを確認しました。
以上です。
- 議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言 願います。
- 森下委員 相続税納税猶予の議題全般についてお伺いします。備考欄に保全管理
と記載されている適用地について、農産物を出荷した実績はありませ
んか。
- 事務局 証明書の発行に際し、出荷実績は必要条件ではないので確認していま
せん。
- 森下委員 納税猶予を受ける以上、適用地で何某かの品目が耕作されるべきでは
ないのでしょうか。そのためにちゃんと出荷したかどうかを確認すべ
きではないでしょうか。
- 事務局 農地法上、農地は耕作の目的に供される土地として定義付けられてお
り、作付けが行われているのは勿論、保全状態であっても常時耕作出来
得る状態であれば証明書の発行に支障無しとしており、税務署の担当職
員も共通認識としています。ただし一定の草丈以上繁茂している遊休状
態では当然是正を求めていきます。
- 森下委員 一年中保全管理のみの状態もあり得る。今後よく状況を調べていただ
いた上で耕作を促していただきたい。
- 事務局 ご意見として受け止めさせていただきます。今後も引き続き現地調査
において適用地の雑草繁茂など遊休状態が見受けられれば相続人につ

かり適正管理を依頼してまいります。

議 長
委 員
議 長

他にございませんか。

「進 行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、本証明書を発行することに決して異議ございませんか。

全 員
議 長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

議 長

続きまして 同じく資料1 議案第59号

「相続税 納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について」を議題といたします。

番号1番から3番までの3件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第59号 3ページをご覧ください。

議案第59号は相続税の申告期限から20年を経過するため、免除にあたっての現況確認です。

それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。

この3件については、現地調査をした結果、その利用状況は、すべて農地であることを確認しました。

以上です。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員
議 長

「進 行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、この内容を豊橋税務署に報告することを承認することに決して異議ございませんか。

全 員
議 長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

議 長 続きまして 同じく資料 1 議案第 60 号
「非農地証明（遊休農地）について」を議題といたします。
番号 1 番から 7 番までの 7 件を一括上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第 60 号 9 ページをご覧ください。
番号 1 番から 7 番の 7 件につきましては、「豊橋市農業委員会非農地
証明（遊休農地）事務処理要領」に基づき願出書が提出された土地で
す。
願出地が、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かについ
て、要領第 4 条第 1 項の判断基準に基づき審査したところ、農地に該当
しないものと考えられますので、同要領第 5 条に基づき判定をお願いす
るものです。
ご審議の程、よろしくお願いたします。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を
打ち切ります。
これより採決に入ります。本案については、原案のとおり「非農地」
と証明することに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。
よって本案は、さよう決しました。

議 長 以上で本日の総会に付議された議案は、すべて終了いたしました。
次に報告事案について、事務局に報告を求めます。

事務局 はい、議長。報告させていただきます。 資料 1 10 ページをお願い
します。
報告第 1 号の番号 1 番から 5 番までの 5 件、及び 11 ページからの
報告第 2 号の番号 1 番から 13 ページ 16 番までの 16 件については、
いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定められた要件を
満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の日付で受理し
ました。
次に 14 ページをお願いします。

報告第3号の番号1番から3番までの3件については、農地所有適格法人からの報告です。

この報告は毎事業年度終了後3か月以内に農業委員会に提出するものです。

すべて要件を満たしていることを確認しました。

次に15ページをお願いします。

報告第4号の番号1番から19ページ26番までの26件については、備考欄に記載の利用集積公告を合意解約した旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しました。

次に20ページをお願いします。

報告第5号の番号1番の1件については、20年以上非農地であることの現況証明です。願い出の現況及び添付書類を審査の上、15日付けで証明を行いました。

なお、固定資産税の課税状況ですが、番号1番は畑でした。

次に21ページをお願いします。

報告第6号の番号1番については、農地基本台帳に登載されていない土地について、農地である旨の申告がありました。記載の委員にご確認いただき、現況が農地であることを確認しましたので、25日付けで農地基本台帳に登載しました。

続きまして、報告第7号 農地パトロール（利用状況調査）の結果について報告いたします。

別添資料1-3をご覧ください。

今年度の農地パトロールは令和6年8月20日から9月25日にかけて実施しました。

結果については、緑区分の遊休農地は1,568筆 121万3352㎡、黄区分の遊休農地は18筆 1万7150㎡、青区分の遊休農地は2,109筆 162万4998㎡、赤区分の再生利用が困難な農地は1,525筆 97万9942㎡、であり、前年度と比較して全体で690筆 54万8008㎡の増加となりました。

結果については、基本的には農業委員、推進委員の皆様に現地で確認いただいたものを採用しておりますが、『事務局にて再度現地調査を行ったうえで判定変更となったもの』、『赤判定の農地の内、基盤整備予定のため黄判定とするもの』については判定結果を修正しております。

報告は以上です

議長

報告事案については、ただ今事務局からの報告のとおりです。

以上で、「農業委員会等に関する法律」第6条第1項に係わる議案及

び報告を終了いたします。

議 長 　　ただ今から総会を一時中断いたしまして豊橋市農地銀行運営委員会議
会を開催いたします。　　　　　　　　　　　（午前 10 時 05 分中断）

＜農地銀行運営委員会議＞

議 長 　　総会を再開いたします。　　　　　　　　　　　（午前 10 時 07 分再開）

議 長 　　その他、何かありませんか。

なければ、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

（午前 10 時 23 分終了）

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

令和6年10月29日

議 長
(会長 水野 敏久)

議事録署名者
(議席番号 10 番 陶山 哲 委員)

議事録署名者
(議席番号 11 番 高橋 忠道 委員)